

各 位

会 社 名 ナブテスコ株式会社 代表 者名 代表取締役社長 小谷 和朗 (コード番号 6268東証第1部) 問合 せ 先 総務部長 松本 敏裕 (T E L 03-5213-1133)

取締役等に対する株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、2017年2月16日開催の取締役会において、新たに株式報酬制度「株式給付信託 (BBT (=Board Benefit Trust))」(以下「本制度」といいます。)を導入することを決議し、本制度に関する議案を2017年3月28日開催の第14回定時株主総会(以下「本株主総会」といいます。)に付議することといたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 導入の背景および目的

- (1) 当社は、取締役および執行役員(社外取締役を除きます。以下「取締役等」といいます。)を対象とする報酬制度において、従来の株式報酬型ストックオプションと比べて、取締役等の報酬と当社の業績および株式価値との連動性をより明確にし、取締役等が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、当社グループ全体の中長期的な業績向上、企業価値の増大への貢献意欲と株主重視の経営意識を一層高めることを目的として、会社業績との連動性が高く、かつ透明性・客観性の高い報酬制度として本制度を導入いたします。
- (2) 現在、当社の取締役等に対する報酬制度は、固定報酬、短期業績連動報酬、および株式報酬型ストックオプション(中期業績連動報酬および長期業績連動報酬)で構成されておりますが、本株主総会において本制度に関する議案をご承認いただいた場合、これらのうち、株式報酬型ストックオプション(中期業績連動報酬および長期業績連動報酬)を廃止し、以後、本制度にて代替

することといたします。

ご参考までに、当社取締役の報酬につきましては、(i) 2009年6月24日開催の第6回定時株主総会において、長期業績連動報酬に係る、当社取締役の報酬額とは別枠として毎年100百万円の範囲内で株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を割り当てることができる旨の報酬枠、および(ii) 2014年6月24日開催の第11回定時株主総会において、中期業績連動報酬に係る、当社取締役に株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を割り当てることができる当社取締役の報酬額の内枠としての報酬枠を、それぞれご承認いただいておりますが、本株主総会において本制度に関する議案をご承認いただいた場合は、いずれも廃止されることとなります。

(3) なお、株式報酬型ストックオプションの廃止にかかわらず、取締役等に対しすでに付与した株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権のうち未行使のものは、今後も存続します。

2. 本制度の内容

(1) 本制度の概要

- ① 本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託(以下本制度に基づき設定される信託を「本信託」といいます。)を通じて取得され、取締役等に対して、当社が定める役員株式給付規程に基づき、毎年、役位や業績等に応じたポイント(以下「株式交付ポイント」といいます。)が付与され、所定の時期に当該株式交付ポイントの数に応じて、当社株式および当社株式の換価処分金相当額の金銭(以下「当社株式等」といいます。)が信託を通じて交付または給付(以下「交付等」といいます。)される制度です。
- ② 本信託を通じて、報酬として取締役等に対してなされる交付等は、以下の2種類です。
 - (ア) 在任中の一定時期に受ける当社株式等の交付等(以下「在任時交付等」といいます。) 中期経営計画の達成度合いに連動して株式交付ポイントが付与され、当該株式交付 ポイントに応じて当社株式等を交付等します。ただし、当社の取締役会で定める業 績条件を充足しない場合は、株式交付ポイントは付与されません。当社株式等を交 付等する時期は、原則として、株式交付ポイント付与後、3年以内に終了する事業年 度のうち最終のものに関する定時株主総会の日とします。
 - (イ) 退任時に受ける当社株式等の交付等(以下「退任時交付等」といいます。) 取締役等の役位に応じて株式交付ポイントが付与され、当該株式交付ポイントに応 じて当社株式等を交付等します。当社株式等を交付等する時期は、原則として、取 締役等を退任した後とします。
- ③ 本制度は、取締役等に対して毎年の業績等に応じた当社株式等につき、一定の据置期間経 過後に交付等を行うことから、取締役等が中長期的な視点で株主の皆様と利益意識を共有 し、中長期的な視野での業績や株価を意識した経営を動機づける内容となっております。

(2) 本制度の対象者

取締役および執行役員(社外取締役は、本制度の対象外とします。)

(3) 信託期間

2017年5月(予定)から本信託が終了するまで(なお、本信託の信託期間について、特定の終 了期日は定めず、本制度が継続する限り本信託は継続します。本制度は、当社株式の上場廃止、 役員株式給付規程の廃止等により終了します。)

(4) 信託金額

本株主総会で、本制度の導入をご承認いただくことを条件として、当社は、下記(6)および(7)に従って当社株式等の交付等を行うために必要となることが合理的に見込まれる数の株式を本信託が一定期間分先行して取得するために必要となる資金を本信託に拠出します。

具体的には、2017 年 12 月末日で終了する事業年度から 2019 年 12 月末日で終了する事業年度までの 3 事業年度(以下「当初対象期間」といいます。)に関し、在任時交付等のための必要資金として 1,110 百万円(うち取締役分として 450 百万円)を、退任時交付等のための必要資金として 960 百万円(うち取締役分として 420 百万円)を、それぞれ上限として本信託に拠出します。

また、当初対象期間経過後も、本制度が終了するまでの間、当社は原則として3事業年度ごとに、以後の3事業年度(以下「次期対象期間」といいます。)に関し、在任時交付等のための必要資金として1,110百万円(うち取締役分として450百万円)を、退任時交付等のための必要資金として960百万円(うち取締役分として420百万円)を、それぞれ上限として、本信託に追加拠出することとします。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、次期対象期間の開始直前日に本信託内に残存する当社株式(取締役等に付与された株式交付ポイントの数に相当する当社株式で、取締役等に対する交付が未了であるものを除きます。)および金銭(以下「残存株式等」といいます。)があるときは、残存株式等は次期対象期間における本制度に基づく交付等の原資に充当することとし、残存株式等の金額(当社株式については、次期対象期間の開始直前日における時価とします。)を勘案した上で、次期対象期間に関する追加拠出額を算出するものとします。なお、当社が追加拠出を決定したときは、適時適切に開示いたします。

(5) 当社株式の取得方法および取得株式数

本信託による当社株式の取得は、上記(4)により拠出された資金を原資として、取引市場を 通じてまたは当社の自己株式処分を引き受ける方法により行う予定です。

当初対象期間につきましては、本信託設定(2017年5月(予定))後遅滞なく、在任時交付等については423千株(うち取締役分として168千株)を、退任時交付等については357千株(う

ち取締役分として 153 千株) を、それぞれ上限として、各交付等を行うために必要な株式数を取得するものとします。本信託による当社株式の取得につき、その詳細は、適時適切に開示いたします。

(6) 取締役等に交付等される当社株式等の数の具体的な算定方法

取締役等には各事業年度に関して、役員株式給付規程に基づき、在任時交付等についての中期 経営計画の達成度合いに連動して定まる数の株式交付ポイント、および退任時交付等についての 役位により定まる数の株式交付ポイントが、それぞれ付与されます。

取締役等に付与される1事業年度あたりの株式交付ポイントの数は、在任時交付等については 141 千ポイント(うち取締役分として56 千ポイント)を、退任時交付等については119 千ポイント(うち取締役分として51 千ポイント)を、それぞれ上限といたします。

これは、現行の役員報酬の支給水準、取締役等の員数の動向と今後の見込み等を総合的に考慮して決定したものであり、相当であるものと判断しております。

なお、取締役等に付与される株式交付ポイントは、下記(7)の当社株式等の交付等に際し、 1ポイント当たり当社普通株式 1株に換算されます(ただし、本株主総会における株主の皆様に よる承認決議の後に、当社株式について、株式分割、株式無償割当てまたは株式併合等が行われ た場合には、その比率等に応じて、株式交付ポイントの数の上限および付与済みの株式交付ポイントの数または換算比率について合理的な調整を行います。)。

下記(7)の当社株式等の交付等に当たり基準となる取締役等の株式交付ポイントの数は、在任時交付等のための株式交付ポイントと退任時交付等のための株式交付ポイントとで区分して、各受益権確定時までに当該取締役等に付与された株式交付ポイントを合計した数でそれぞれ確定します(以下、在任時交付等のために確定した株式交付ポイントの数を「在任時交付等確定ポイント数」といい、退任時交付等のために確定した株式交付ポイントの数を「退任時交付等確定ポイント数」といいます。)。

(7) 当社株式等の交付等

① 在任時交付等

当社の取締役等は、役員株式給付規程の定めに従い、原則として、株式交付ポイント付与後、3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の日に受益者要件を満たすこととなり、所定の受益者確定手続を行うことにより、原則として上記(6)に記載のところに従って定められる在任時交付等確定ポイント数に応じた数の当社株式について、本信託から交付を受けます。

ただし、役員株式給付規程に定める要件を満たす場合は、当該在任時交付等確定ポイント数に 対応する当社株式のうち役員株式給付規程に定められた一定割合について、当社株式の交付に代 えて、当社株式の換金処分金相当額の金銭給付を受けます。なお、金銭給付を行うために、本信託により当社株式を売却する場合があります。

② 退任時交付等

当社の取締役等が退任し、役員株式給付規程に定める受益者要件を満たした場合、当該取締役等は、所定の受益者確定手続を行うことにより、原則として上記(6)に記載のところに従って定められる退任時交付等確定ポイント数に応じた数の当社株式について、退任後に本信託から交付を受けます。

ただし、役員株式給付規程に定める要件を満たす場合は、当該退任時交付等確定ポイント数に 対応する当社株式のうち役員株式給付規程に定められた一定割合について、当社株式の交付に代 えて、当社株式の換金処分金相当額の金銭給付を受けます。なお、金銭給付を行うために、本信 託により当社株式を売却する場合があります。

(8) 議決権行使

本信託勘定内の当社株式に係る議決権は、信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないこととします。かかる方法によることで、本信託勘定内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しています。

(9) 配当の取扱い

本信託勘定内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る 受託者の信託報酬等に充てられます。なお、本信託が終了する場合において、本信託内に残存す る配当金等は、役員株式給付規程の定めに従って、その時点で在任する取締役等に対して、各々 が保有する株式交付ポイントの数に応じて、按分して給付されることになります。

(10) 信託終了時の取扱い

本信託は、当社株式の上場廃止、役員株式給付規程の廃止等の事由が発生した場合に終了します。本信託終了時における本信託の残余財産のうち、当社株式については、全て当社が無償で取得した上で、取締役会決議により消却することを予定しています。本信託終了時における本信託の残余財産のうち、金銭については、上記(9)により取締役等に給付される金銭を除いた残額が当社に給付されます。

【本信託の概要】

①名称 : 株式給付信託 (BBT)

②委託者 : 当社

③受託者: みずほ信託銀行株式会社

(再信託受託者:資産管理サービス信託銀行株式会社)

④受益者: 取締役等のうち役員株式給付規程に定める受益者要件を満たす者

⑤信託管理人: 当社と利害関係のない第三者を選定する予定

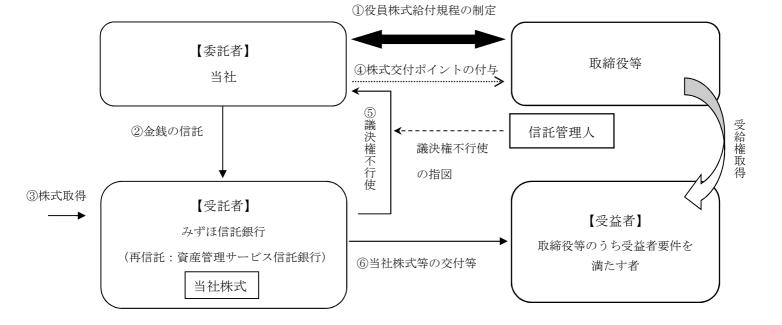
⑥信託の種類 : 金銭信託以外の金銭の信託 (他益信託)

⑦本信託契約の締結日 : 2017 年 5 月 (予定)⑧金銭を信託する日 : 2017 年 5 月 (予定)

⑨信託の期間 : 2017 年 5 月 (予定) から信託終了するまで

(特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り信託は継続します。)

<本制度の仕組み>



- ① 当社は、本株主総会において、本制度について役員報酬の決議を得て、本株主総会で承認を受けた枠組みの範囲内において、「役員株式給付規程」を制定します。
- ② 当社は、①の本株主総会決議で承認を受けた範囲内で金銭を信託します。
- ③ 本信託は、②で信託された金銭を原資として当社株式を、取引市場を通じてまたは当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得します。
- ④ 当社は、「役員株式給付規程」に基づき取締役等に株式交付ポイントを付与します。
- ⑤ 本信託は、当社から独立した信託管理人の指図に従い、本信託勘定内の当社株式に係る議決権を行使しないこととします。
- ⑥ 本信託は、取締役等のうち「役員株式給付規程」に定める受益者要件を満たした者に対して、 当該受益者に付与された株式交付ポイントの数に応じた当社株式等を交付します。ただし、 取締役等が「役員株式給付規程」に別途定める要件を満たす場合には、当該取締役等に付与 された株式交付ポイントの一定割合について、当社株式の給付に代えて、当社株式の時価相 当の金銭を給付します。

以上